

香川県条例第16号

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(浴室の衛生管理)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(浴室の衛生管理)</p> <p>第8条 浴室についての措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合、当該消毒を行うことが困難であると認められる場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、適切な衛生措置と知事が認めるものを講ずるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>遊離残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>遊離残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。